# 令和3年(2021年)

第3回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111 内線 4717・4718

第 1 版 2021.8.19 調製

# 令和3年(2021年)第3回町田市議会定例会日程一覧表

- ※8月19日(木)告示 議案配付 議会運営委員会
- ※8月23日(月)正午 一般質問通告締切 ※8月23日(月)午後2時~午後5時 8月24日(火)午前10時~午後5時 **一**般質問打ち合わせ

月	日	曜日	会議種別	摘	備考
	26	木	本会議議会運営委員会	報告第 5 号 第 7 8 号議案 第 7 9 号議案 第 8 0 号議案 第 8 9 号議案 第 6 4 号議案~第 7 7 号議案、 第 8 1 号議案~第 8 8 号議案 認定第 1 号~認定第 3 号———————————————————————————————————	請願・陳情受付締切 午後 5 時
8	27	金	議案説明会 全員協議会		
	28	<b>(±)</b>			
	29	$^{\oplus}$			
	30	月	議案調査		
	31	火	本 会 議議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分
	1	水	本 会 議	一般質問	
	2	木	本 会 議	一般質問	
	3	金	本 会 議	一般質問	
	4	(±)			
	5				
	6	月	本 会 議	一般質問	
9	7	火	本 会 議議会運営委員会	第 7 0 号議案~第 7 7 号議案、 第 8 1 号議案~第 8 8 号議案 第 6 4 号議案~第 6 9 号議案 認定第 1 号~認定第 3 号 — 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	8	水	常任委員会	総務・健康福祉	
	9	木	常任委員会	総務・健康福祉	
	10	金	常任委員会	文教社会・建設	
	11	(±)			
	12	$\bigcirc$			
	13	月	常任委員会	文教社会・建設	総務常任委員会・健康福祉常任委員会の決算附帯 決議提出締切 午後零時50分
	14	火	常任委員会	常任委員会予備日	

月	日	曜日	会議種別	摘	要	備    考
	15	水	常任委員会	総務・健康福祉(意見集約)		文教社会常任委員会・建 設常任委員会の決算附帯 決議提出締切 午後零時50分
	16	木	議事整理			
	17	金	常任委員会	文教社会・建設(意見集約)		
	18	$\oplus$				
	19					
	20	勇				
9	21	火	議事整理			委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	22	水	議事整理			
	23	*				
	24	金	議事整理			
	25	$\oplus$				
	26					
	27	月	議事整理			
	28	火	議事整理			
	29	水	本会議議会運営委員会	常任委員会審査報告 議員提出議案 請願及び陳情の付託報告	—— 提案理由説明 — 質疑 —	

令和3年第3回定例会は、8月26日(木)に招集され、9月29日(水)までの35日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算6件、条例4件、その他が20件となっています。

予算案は、令和3年度(2021年度)町田市一般会計補正予算(第4号)などが上程されています。条例案は、公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

### ◆ 議案の内容 ◆

- 第64号議案 令和3年度(2021年度)町田市一般会計補正予算 (第4号)
- 第65号議案 令和3年度(2021年度)町田市国民健康保険事業 会計補正予算(第1号)
- 第66号議案 令和3年度(2021年度)町田市介護保険事業会計補正予算(第2号)
- 第67号議案 令和3年度(2021年度)町田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)
- 第68号議案 令和3年度(2021年度)町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算(第1号)
- 第69号議案 令和3年度(2021年度)町田市下水道事業会計補 正予算(第1号)
- 第70号議案 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一 部を改正する条例
- ※町田市から職員を派遣することができる公益的法人等について、所要の改正をするものです。
- 第71号議案 町田市個人情報保護条例及び町田市個人番号及び特定 個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- ※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 の改正及び「デジタル庁設置法」の制定に伴い、関係する規定を整理するため、 所要の改正をするものです。
- 第72号議案 町田市葬具使用条例を廃止する条例
- ※本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。
- 第73号議案 町田市バイオエネルギーセンター会議室等条例
- ※町田市バイオエネルギーセンター内に市民が利用できる施設(会議室等)を設置することに伴い、所要の規定を整備するため、制定するものです。

#### 第74号議案 町田市民ホール空気調和設備改修工事請負契約

※町田市民ホールについて、耐用年数を経過した空気調和設備の改修を行う工事請負契約を締結するものです。

# 第75号議案 町田第二中学校防音機能復旧工事(空気調和設備)請負 契約

※2001 年度から 2002 年度にかけて行った防音工事で設置した空気調和設備が 老朽化し、空調機の能力が低下しているため、改修を行う工事請負契約を締結 するものです。

#### 第76号議案 健康増進温浴施設整備工事請負契約の変更契約

※内装工事等の施工現場における新型コロナウイルス感染症防止対策を追加 して実施するための期間を確保する必要が生じたことから、工期の変更契約を 締結するものです。

# 第77号議案 健康増進温浴施設整備給排水衛生設備工事請負契約の 変更契約

※健康増進温浴施設整備工事の工期の変更に伴い、附帯工事の工期を併せて変更するため、給排水衛生設備工事請負契約の変更契約を締結するものです。

# 第78号議案 生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提 起について

※生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等を徴収するため、訴訟を提起するものです。

# 第79号議案 生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提 起について

※生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等を徴収する ため、訴訟を提起するものです。

# 第80号議案 児童扶養手当返還金等に係る訴訟の提起について

※児童扶養手当及び児童育成手当を受給していた者に対し、不当に受給した手当 の返還を求めるため、訴訟を提起するものです。

# 第81号議案 市道路線の認定について

※開発行為や事業により築造された道路を市道として認定するものです。

# 第82号議案 市道路線の廃止について

※公園整備事業に伴い事業区域内に取り込まれる路線を廃止するものです。

# 第83号議案 町田市民ホール・町田市鶴川緑の交流館ホール等・町田 市立鶴川駅前図書館(図書館運営業務を除く。)の指定 管理者の指定について

※町田市民ホール、町田市鶴川緑の交流館ホール等、及び町田市立鶴川駅前図書館(図書館運営業務を除く。)を管理する指定管理者を指定するものです。

# 第84号議案 町田市フォトサロンの指定管理者の指定について

※町田市フォトサロンを管理する指定管理者を指定するものです。

- 第85号議案 町田市立室内プールの指定管理者の指定について ※町田市立室内プール(健康増進温浴施設を含む。)を管理する指定管理者を指 定するものです。
- 第86号議案 木曽子どもクラブの指定管理者の指定について ※木曽子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。
- 第87号議案 町田市七国山ファーマーズセンターの指定管理者の指定について
- ※町田市七国山ファーマーズセンターを管理する指定管理者を指定するものです。
- 第88号議案 町田市立鶴川駅前図書館(図書館運営業務に限る。)の 指定管理者の指定について
- ※町田市立鶴川駅前図書館(図書館運営業務に限る。)を管理する指定管理者を 指定するものです。
- 第89号議案 町田市名誉市民条例に基づく名誉市民の同意方につい て
- ※市民又は市に縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が顕著で市民の尊敬を受ける方に対して、その功績と栄誉をたたえてこれを顕彰し、町田市名誉市民の称号を贈るものです。

## 【報告承認案件】

報告第5号 3R推進課車両による物損事故に係る損害賠償額の専 決処分の承認を求めることについて

# 【認定】

- 認定第1号 令和2年度(2020年度)町田市一般会計・特別会計歳 入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度(2020年度)町田市下水道事業会計決算認 定について
- 認定第3号 令和2年度(2020年度)町田市病院事業会計決算認定 について

# 令和3年度(2021年度)

# 9月補正予算

## 9月補正予算の概要

9月補正予算では、個別最適な学びを実現することを目的に、小学校における学級編成の標準人数が段階的に35人に引き下げられることに対応するため、必要な教室数の整備を行います。

また、就学に係る費用負担の軽減を図るため、就学援助費・就学奨励費に家庭におけるオンライン学習通信費を新設し、児童・生徒の学習環境を整える支援を行います。

さらに、町田市子ども・子育て支援事業計画に基づき、南地区に2022年度開所の 病児保育施設を整備するため、改修工事等に対する補助を行います。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響により、厳しい経営 状況が続く交通事業者に対して、市民の移動手段をしっかりと確保していくため、 運行継続を目的として支援金を給付します。

その他、前年度決算額の確定に伴う補正を行います。

一般会計	55億2,997万2千円
特別会計	22億4,730万円
 計	

#### 一般会計補正予算の主な内容

#### 1 子育て・教育環境のさらなる充実を目指して

・小学校35人学級対応事業 6,090万円・オンライン学習通信費支給事業 3,610万円

#### 2 安心して生活できるまちのために

• 病児保育施設整備事業 3.963 万円

#### 3 新型コロナウイルス感染症対策事業

・交通事業者運行継続支援事業 5.840 万円

#### <u>4</u> その他

・各種基金積立(一般会計分)41 億 5,625 万円

# 2021年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

	- "	オエ並の類		1-4 6-E	=1	(111)
	区 分	補正前の額	構成比(%)	補正額	計	構成比(%)
	一般会計	175,501,184	58.1	5,529,972	181,031,156	58.4
	国民健康保険事業会計	41,130,520	13.6	639,703	41,770,223	13.5
	介護保険事業会計	36,678,162	12.1	1,425,440	38,103,602	12.3
特	後期高齢者医療事業会計	12,004,508	4.0	152,626	12,157,134	3.9
別	鶴川駅南土地区画整理事業会計	105,021	0.1	3,817	108,838	0.1
	下水道事業会計	18,700,519	6.2	25,714	18,726,233	6.0
会	収 益 的	12,738,032	4.2	54,014	12,792,046	4.1
	資 本 的	5,962,487	2.0	△ 28,300	5,934,187	1.9
計	病院事業会計	17,863,071	5.9	0	17,863,071	5.8
	収 益 的	14,945,945	4.9	0	14,945,945	4.8
	資 本 的	2,917,126	1.0	0	2,917,126	1.0
	小計	126,481,801	41.9	2,247,300	128,729,101	41.6
	숌 計	301,982,985	100.0	7,777,272	309,760,257	100.0

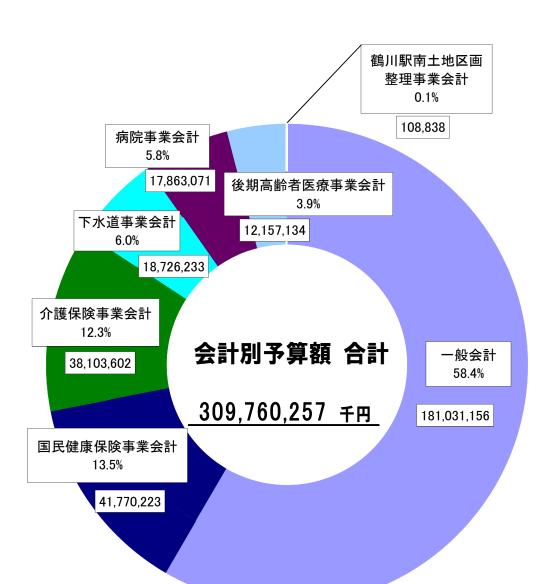
#### 【概要】

- 〇一般会計の補正額は55億2,997万2千円で、補正後の全会計予算総額3,097億6,025万7千円に対する 一般会計の構成比は58.4%です。
- 〇 特別会計の補正は2020年度決算の確定に伴う繰越金、及び清算に伴う返還金等を計上し、補正額は 22億4,730万円です。

# 2021年度 会計別予算構成

<9月補正後>

(単位:千円)



# 2021年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

Т		1			(TD)
款	補正前の額	構成比(%)	補正額	計	構成比(%)
1. 市 税	63,619,570	36.3	_	63,619,570	35.1
2. 地 方 譲 与 税	700,001	0.4		700,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	92,000	0.0	_	92,000	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	470,000	0.3	_	470,000	0.3
5. 株式等譲渡所得割交付金	511,000	0.3	_	511,000	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	506,000	0.3	_	506,000	0.3
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,615,000	4.9	_	8,615,000	4.8
8. ゴルフ場利用税交付金	34,000	0.0	_	34,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	167,000	0.1	_	167,000	0.1
10.地 方 特 例 交 付 金	2,184,000	1.1	_	2,184,000	1.1
11.地 方 交 付 税	1,729,000	1.0	810,559	2,539,559	1.4
12. 交通安全対策特別交付金	48,000	0.0	_	48,000	0.0
13.分 担 金 及 び 負 担 金	715,005	0.4	_	715,005	0.4
14.使 用 料 及 び 手 数 料	3,488,724	2.0	_	3,488,724	1.9
15.国 庫 支 出 金	37,345,246	21.3	54,148	37,399,394	20.7
16.都 支 出 金	24,245,836	13.8	△ 678,051	23,567,785	13.0
17.財 産 収 入	1,746,460	1.0	_	1,746,460	1.0
18. 寄 附 金	111,725	0.1	_	111,725	0.1
19. 繰 入 金	4,861,486	2.8	1,079,384	5,940,870	3.3
20. 繰 越 金	1,000,000	0.6	3,165,227	4,165,227	2.3
21.諸 収 入	1,792,131	1.0	1,040,705	2,832,836	1.6
22. 市 債	21,519,000	12.3	58,000	21,577,000	11.9
歳入合計	175,501,184	100.0	5,529,972	181,031,156	100.0

#### 【概要】

#### 9月補正予算の主なもの

〇款11.地方交付税 普通交付税(8.1億円)

〇款15.国庫支出金 感染症医療費負担金(0.8億円)、感染症対策費負担金(0.7億円)、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(0.6億円)、

生活保護費負担金(0.3億円)、子ども・子育て支援整備交付金(0.1億円)、

学校施設環境改善交付金(△2.2億円)

〇款16.都支出金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(1.0億円)、

学校施設整備費補助金(△8.1億円)

〇款19.繰入金 国民健康保険事業会計繰入金(7.1億円)、介護保険事業会計繰入金(2.1億円)、

後期高齢者医療事業会計繰入金(1.1億円)、下水道事業会計繰入金(0.5億円)

〇款20.繰越金 前年度繰越金(31.7億円)

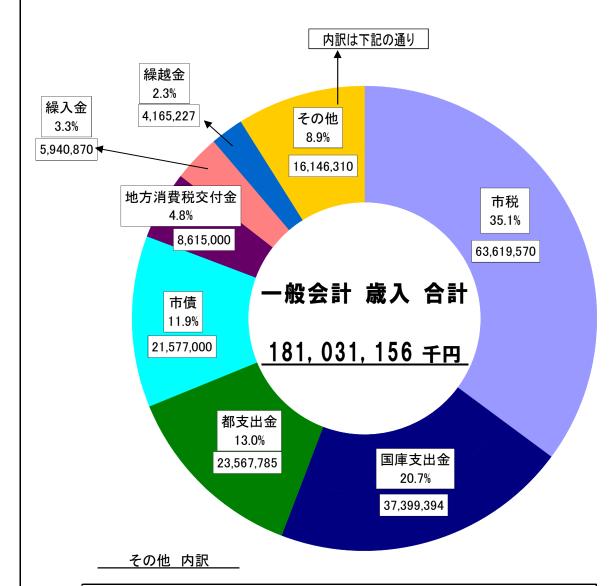
〇款21.諸収入 公立学校体育施設空調設置支援事業補助金(10.3億円)

〇款22.市債 学校施設整備事業債(0.4億円)、学校施設解体事業債(0.2億円)

# 2021年度 一般会計 歳入予算内訳

<9月補正後>

(単位:千円)



使用料及び手数料	3,488,724	法人事業税交付金	506,000
諸収入	2,832,836	配当割交付金	470,000
地方交付税	2,539,559	環境性能割交付金	167,000
地方特例交付金	2,184,000	寄附金	111,725
財産収入	1,746,460	利子割交付金	92,000
分担金及び負担金	715,005	交通安全対策特別交付金	48,000
地方譲与税	700,001	ゴルフ場利用税交付金	34,000
株式等譲渡所得割交付金	511,000		

# 2021年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

	1		1		補 正	額の財法	原内訳	(+1)
+4	1+	14 <del>-</del> 4-	=1	4.4				
款	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	一般財源
	(構成比)		(構成比)	国庫支出金	都支出金	地方債	その他	1207.100
1 謹 4 弗	664,786	△ 22,200	642,586	_	_	_	_	△ 22,200
1. 議会費	( 0.4% )	·	( 0.4% )					•
		4 100 000		7.750	4.050		100 477	4.005.405
2. 総務費	16,927,546	4,168,082	21,095,628	7,758	4,352	_	130,477	4,025,495
	( 9.6% )		(11.7%)					
3. 民生費	82,954,636	973,462	83,928,098	17,878	27,818	△ 1,000	286	928,480
5. 民工員	( 47.3% )		(46.4%)					
	28,576,216	292,314	28,868,530	136,433	51,158		△ 1,236	105,959
4. 衛生費		292,314		130,433	31,136		△ 1,230	100,909
	( 16.2% )		( 15.8% )					
5. 労働費	39,427	_	39,427	_	_	_	_	_
0. 万国页	( 0.0% )		( 0.0% )					
	357,394	△ 69	357,325	_			_	△ 69
6. 農林費	( 0.2% )	△ 03	( 0.2% )					<b>A</b> 03
7. 商工費	2,033,450	△ 612	2,032,838	_	_	_	△ 609	△ 3
12 – 2	(1.2%)		( 1.1% )					
	10,737,821	58,309	10,796,130	58,400			_	△ 91
8. 土木費	(6.1%)	,	(6.0%)	,				
9. 消防費	4,895,406	_	4,895,406	_	_	_	_	_
	( 2.8% )		( 2.7% )					
10 数	17,486,476	60,686	17,547,162	△ 220,748	△ 848,801	59,000	1,032,697	38,538
10.教育費	(10.0%)		(9.7%)					
., 災 害		_	_					
<sub>11.</sub> 災 害 復旧費	6	_	6	_	_	_	_	_
12 11 12	( 0.0% )		( 0.0% )					
12.公債費	10,678,020	_	10,678,020	_	_	_	_	_
14. 公 良 复	(6.1%)		(5.9%)					
	150,000	_	150,000	_	_	_	_	_
13. 予 備 費		_					_	
	( 0.1% )		( 0.1% )					
歳出合計	175,501,184	5,529,972	181,031,156	△ 279	△ 765,473	58,000	1,161,615	5,076,109
成 山 口 司	( 100.0% )		( 100.0% )					

#### 【概要】

#### 9月補正予算の主なもの

○款1.議会費 議員報酬(△0.2億円)

〇款2.総務費 財政調整基金積立金(26.1億円)、公共施設整備基金積立金(8.1億円)、

退職手当基金積立金(7.4億円)

○款3.民生費 国·都支出金返還金(10.2億円)

〇款4.衛生費 医療費助成費(1.1億円)、感染症対応運搬料(0.5億円)、診療委託料(0.5億円)、

健康観察等対応委託料(0.5億円)

〇款8.土木費 交通事業者運行継続支援金(0.6億円)

〇款10.教育費 小学校学級增対応整備工事費(0.4億円)、就学援助費・就学奨励費(0.4億円)、

旧忠生第六小学校解体実施設計委託料(0.2億円)、

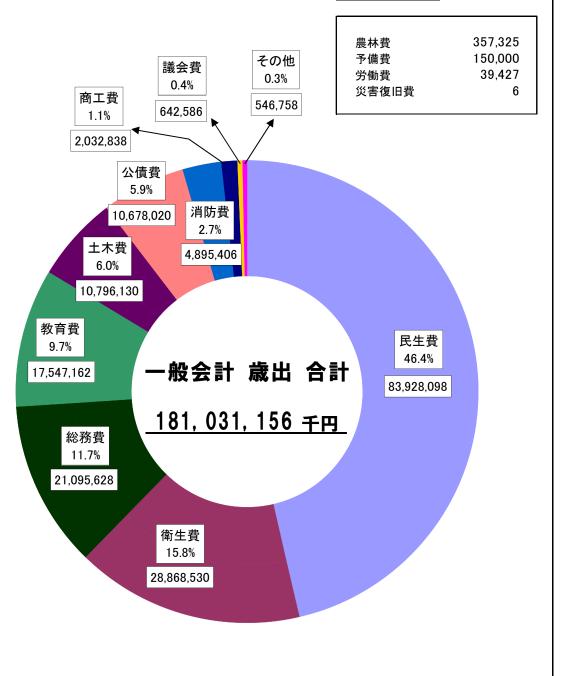
東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会推進業務委託料(△0.5億円)

○債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)

追加:熱回収施設等整備運営事業その4(2021~2040年度/7.3億円/7.3億円)

# 2021年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳 <9月補正後>





#### 2021年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

						(111)
	区分	補正前の額	構成比(%)	補正額	計	構成比(%)
	人 件 費	23,323,455	13.3	△ 5,721	23,317,734	12.9
義	職員給与費	22,496,110	12.8	12,664	22,508,774	12.4
務	特別職給与費等	827,345	0.5	Δ 18,385	808,960	0.5
的経	扶助费	53,954,991	30.7	145,464	54,100,455	29.9
費	公 債 費	10,678,019	6.1	_	10,678,019	5.9
	計	87,956,465	50.1	139,743	88,096,208	48.7
投	資 的 経 費	26,082,481	14.9	75,904	26,158,385	14.4
	物件費	26,465,857	15.1	105,262	26,571,119	14.7
	維持補修費	814,700	0.5	_	814,700	0.5
そ	補助費等	13,395,421	7.6	1,143,755	14,539,176	8.0
の他	繰 出 金	19,517,237	11.1	△ 90,945	19,426,292	10.7
経	出資金・貸付金	101	0.0	_	101	0.0
費	積 立 金	1,118,922	0.6	4,156,253	5,275,175	2.9
	予 備 費	150,000	0.1	_	150,000	0.1
	計	61,462,238	35.0	5,314,325	66,776,563	36.9
方	歳 出 合 計	175,501,184	100.0	5,529,972	181,031,156	100.0

#### 【概要】

#### 9月補正予算の主なもの

○人件費 会計年度任用職員報酬(0.1億円)、議員報酬(△0.2億円)

〇扶助費 医療費助成費(1.1億円)、就学援助費・就学奨励費(0.4億円)

〇投資的経費 小学校学級増対応整備工事費(0.4億円)、

旧忠生第六小学校解体実施設計委託料(0.2億円)

〇物件費 感染症対応運搬料(0.5億円)、診療委託料(0.5億円)、健康観察等対応委託料(0.5億円)、

東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会推進業務委託料(△0.5億円)

〇補助費等 国·都支出金返還金(10.4億円)

〇積立金 財政調整基金積立金(26.1億円)、公共施設整備基金積立金(8.1億円)、

退職手当基金積立金(7.4億円)

#### 2021年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳 <9月補正後> (単位:千円) <u>その他の</u>内訳 その他 積立金 5,275,175 3.0% 150,000 予備費 特別職給与費等 出資金•貸付金 101 5,425,276 0.5% 人件費 808,960 12.9% 23.317.734 繰出金 職員給与費 10.7% 維持補修費 12.4% 0.5% 19,426,292 22,508,774 814,700 補助費等 8.0% 14,539,176 ·般会計 歳出 合計 扶助費 29.9% 181, 031, 156 千円 物件費 54,100,455 14.7% 26,571,119 投資的経費 公債費 14.4% 5.9% 26,158,385 10,678,019 投資的経費 内訳 861,360 2,955,664 総務費 土木費 民生費 574,756 消防費 5,364 衛生費 15,455,218 教育費 6,278,021 27,996 農林費 災害復旧費 商工費

議案名

第70号議案 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

#### 【議案提出の目的】

町田市から職員を派遣することができる公益的法人等について、所要の改正をするものです。

#### 【議案の内容】

- 町田市から職員を派遣することができる公益的法人等から「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を削除します。
- 2021年10月1日から施行します。
- 町田市から職員を派遣することができる公益的法人等に「地方税共同機構\*」を追加します。
- 2022 年 4 月 1 日から施行します。
  - ※ 地方税共同機構とは、地方税の電子化に係る事業を推進することにより、納税者の利便性向上及び地 方税に関する事務の合理化に寄与することを目的とした団体です。地方税の申告、納税などの手続を 電子的に行う地方税ポータルシステム(eLTAX(エルタックス))の管理運営の業務等を行っています。

#### 【経緯】

[公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会]

○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の終了に伴い、町田市からの職員の 派遣を終了するものです。

#### [地方税共同機構]

○ 本機構には、都道府県、指定都市その他の地方公共団体から輪番制で職員を派遣しており、 2022 年度(令和4年度)から2年間は、町田市から職員を派遣することとなっています。

問合せ先 綿

総務部 職員課長 横山

電話

724-2761

第71号議案 町田市個人情報保護条例及び町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

#### 【議案提出の目的】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正及び「デジタル庁設置法」の制定に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

#### 【議案の内容】

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律から引用している条の号番号を改めます。

[町田市個人情報保護条例]

- · 「第 19 条第 15 号」 → 「第 19 条第 16 号」
- ・「第19条第7号」 → 「第19条第8号」
- ・「第 19 条第 8 号」 → 「第 19 条第 9 号」

「町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例」

- · 「第 19 条第 10 号」 → 「第 19 条第 11 号」
- デジタル庁設置法の制定により、情報提供ネットワークシステム\*1 の所管が総務省から デジタル庁に変更となることに伴い、情報提供等記録\*2 を訂正した場合の通知先について 「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めます。

「町田市個人情報保護条例〕

- 「総務大臣」 → 「内閣総理大臣」
- ※1「情報提供ネットワークシステム」とは、地方公共団体間又は地方公共団体と国の機関等の間で、 特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)をやり取りするために、国が設置・管理する情報 システムです。
- ※2「情報提供等記録」とは、情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報が、どの機関間でやりとりされたかを記録したものです。
- 公布の日から施行します。

#### 【関係法令】

○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号) 第55条

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

○ デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)

問合せ先	総務部	市政情報課長	髙橋	電話	724-8407
------	-----	--------	----	----	----------

#### 第72号議案 町田市葬具使用条例を廃止する条例

#### 【議案提出の目的】

本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

#### 【議案の内容】

- 町田市葬具使用条例を廃止します。
- 2022 年 4 月 1 日から施行します。

#### 【経緯】

- 本条例は、1958 年(昭和33年)に、葬具の使用に関し必要な事項を定め、住民の福祉の増進に寄与することを目的として制定されました。
- 本条例に基づき、町田市葬祭事業を実施し、安価でも厳かな葬儀が行えるよう祭壇等の貸出しを行い、市民の経済的負担の軽減に寄与してきました。
- 本事業の創設当時は、多くの方が参列する葬儀が一般的でしたが、現在では、家族や近親 者のみが参列する「家族葬」など小規模な葬儀へと変化しています。
- 近年は、本事業よりも安価で小規模な葬儀を取り扱う民間の葬祭事業者が増加しています。
- このような時代の変化に伴い、本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

第73号議案 町田市バイオエネルギーセンター会議室等条例

#### 【議案提出の目的】

町田市バイオエネルギーセンター内に市民が利用できる施設(会議室等)を設置することに伴い、所要の規定を整備するため、制定するものです。

#### 【議案の内容】

○ 施設の利用時間及び使用料について、以下のとおり規定します。 「利用時間」

施設の名称	利用時間		
会議室、多目的室、和室	午前9時から午後10時まで		
駐車場	午前8時15分から午後10時30分まで		

#### 「使用料〕

(1) 会議室、多目的室、和室の使用料※1

(1) 五贼主(多百的主、相主)(及川州							
施設の名称	利用単位及び使用料						
	午前	午後	夜間	全日			
	午前9時 ~正午	午後 1 時 ~午後 5 時	午後5時30分 ~午後10時	午前 9 時 ~午後 10 時			
会議室1	500 円	690 円	690 円	1,880円			
会議室 2	480 円	660 円	660 円	1,800円			
会議室 3	1,480円	2,050円	2,050円	5,580円			
会議室 4	820 円	1,130円	1,130円	3,080円			
会議室 5	720 円	1,000円	1,000円	2,720円			
多目的室(調理)1	500 円	690 円	690 円	1,880円			
多目的室(調理)2	360 円	500 円	500 円	1,360円			
和室(保育室)※2	660 円	910 円	910 円	2,480円			

<sup>※1</sup> 会議室、多目的室、和室の使用料は、他の同種・同規模施設(各市民センター)を参考に設定しました。 ※2 和室を保育室として他の施設と同時に利用する場合は、無料です。

#### (2) 駐車場の使用料※3

区画の名称	使用料	
一般区画	(1)30 分まで 無料 (2)30 分を超え 2 時間まで 100 円 (3)2 時間を超え 9 時間まで (2)に加え、50 円/30 分 (4)9 時間を超える場合 800 円	
大型区画	1回 1,500円	

<sup>※3</sup> 駐車場の使用料は、他の同種・同規模施設(市立室内プール駐車場等)を参考に設定しました。

#### ○ 2022 年 4 月 1 日から施行します。

問合せ先	環境資源部	資源循環課長	林	電話	797–2732
------	-------	--------	---	----	----------

#### 第74号議案 町田市民ホール空気調和設備改修工事請負契約

#### 【議案提出の目的】

町田市民ホールについて、耐用年数を経過した空気調和設備の改修を行う工事請負契約を締 結するものです。

#### 【議案の内容】

○ 工事内容 空気調和設備工事 換気設備工事 自動制御設備工事

〇 工事範囲

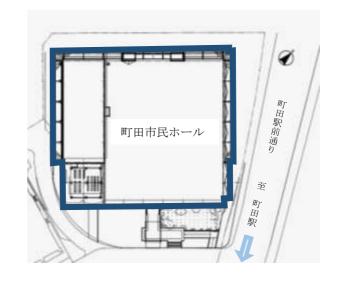
町田市民ホール

構造:鉄筋コンクリート造

(一部鉄骨造)

地上4階建て

延床面積:6,651 m<sup>2</sup>



工事範囲

#### 【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき 契約)

#### 【契約の概要】

○契約目的 町田市民ホール空気調和設備改修工事

〇 契約方法 条件付一般競争入札

○契約金額 228, 373, 200 円

○ 契約相手方 東京都町田市真光寺町1012番地6

株式会社鶴川設備工業

代表取締役 小野沢 政巳

○工期 契約確定の日から 2022 年 11 月 30 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 (工事内容) 財務部			電話	724-2523 724-1293
------	--------------------------	--	--	----	----------------------

第75号議案 町田第二中学校防音機能復旧工事(空気調和設 備)請負契約

> 管理諸室 特別教室棟

> > 普通教室棟

グラウンド

D

#### 【議案提出の目的】

2001 年度から 2002 年度にかけて行った防音工事で設置した空気調和設備が老朽化し、空調 機の能力が低下しているため、改修を行う工事請負契約を締結するものです。

#### 【議案の内容】

〇 工事内容

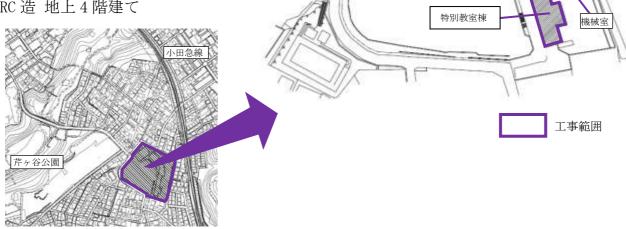
空気調和設備工事

【空気調和設備工事、換気設備工事、 自動制御設備工事、ガス設備工事、 天井材撤去新設工事、受変電設備工事、 動力設備工事、電灯設備工事、 機械警備設備工事、拡声設備工事、 火災報知設備工事、撤去工事】

○ 工事範囲

校舎棟

RC 造 地上 4 階建て



#### 【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき 契約)

#### 【契約の概要】

○契約目的 町田第二中学校防音機能復旧工事(空気調和設備)

○契約方法 条件付一般競争入札

○契約金額 280, 328, 400 円

○ 契約相手方 東京都町田市真光寺町 1012 番地 6

> 株式会社鶴川設備工業 代表取締役 小野沢 政巳

契約確定の日から 2022 年 12 月 15 日まで  $\bigcirc$  I. 期

724-2523 (契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 武井 724-1293 問合せ先 雷話 (事業内容) 学校教育部 施設課長 平川 724-2174

第76号議案 健康増進温浴施設整備工事請負契約の変更契約

#### 【議案提出の目的】

内装工事等の施工現場における新型コロナウイルス感染症防止対策を追加して実施するための期間を確保する必要が生じたことから、工期の変更契約を締結するものです。

#### 【議案の内容】

- 履行期限の変更
  - ・履行期限について 2021 年 10 月 29 日を 2021 年 12 月 17 日に変更する。

#### 【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項 (議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき 契約)

#### 【契約の概要】

○ 契 約 目 的 健康増進温浴施設整備工事

○ 契約方法 条件付一般競争入札

○ 契約金額 604,714,000円

○ 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号

株式会社イワヲ建設

代表取締役 鈴木 成彦

○ 工 期 変更前の工期 2020年9月30日から2021年10月29日まで

変更後の工期 2020年9月30日から2021年12月17日まで

(契約内容)財務部 契約課長 山本 (工事内容)財務部 営繕課長 武井 (事業内容)文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 髙梨	724-2523 724-1293 724-4036

議案名

第77号議案 健康増進温浴施設整備給排水衛生設備工事請負 契約の変更契約

#### 【議案提出の目的】

健康増進温浴施設整備工事の工期の変更に伴い、附帯工事の工期を併せて変更するため、給 排水衛生設備工事請負契約の変更契約を締結するものです。

#### 【議案の内容】

- 履行期限の変更
  - ・履行期限について 2021 年 10 月 29 日を 2021 年 12 月 17 日に変更する。

#### 【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号(契約の締結)
- 地方自治法施行令第121条の2第1項(議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条(議決に付すべき 契約)

#### 【契約の概要】

○ 契約目的 健康増進温浴施設整備給排水衛生設備工事

○ 契約方法 条件付一般競争入札

○ 契約金額 175,637,000円

○ 契約相手方 東京都町田市中町一丁目 25 番 9 号

シー・エイチ・シー・システム株式会社

代表取締役 渋谷 俊彦

○ 工 期 変更前の工期 2020年9月30日から2021年10月29日まで

変更後の工期 2020年9月30日から2021年12月17日まで

	(契約内容) 財務部 契約課長 山本		724–2523
BB A . 1 4L	(工事内容) 財務部 営繕課長 武井	<b>=</b>	
問合せ先	(事業内容) 文化スポーツ振興部	電話	724–1293
	スポーツ振興課長 髙梨		724–4036
	1 人 人 人 人 水 典 袜 女 一 句 亲		

議案名

第78号議案 生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

#### 【議案提出の目的】

生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等を徴収するため、訴訟を 提起するものです。

#### 【議案の内容】

- 生活保護費を受給していた者が、生活保護費受給中の就労収入について申告をしていなかったこと等により、支給済みの生活保護費相当額1,240,648円の徴収が必要となりました。
- 430,752 円の納付を受けましたが、いまだに809,896 円の納付がないため、訴訟を提起するものです。

- 地方自治法第96条第1項第12号(訴えの提起)
- 生活保護法第78条(費用の徴収)
- 地方自治法施行令第 159 条 (誤払金等の戻入)

議案名

第79号議案 生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

#### 【議案提出の目的】

生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等を徴収するため、訴訟を提起するものです。

#### 【議案の内容】

- 生活保護費を受給していた者が、生活保護費受給中の就労収入について申告をしていなかったこと等により、支給済みの生活保護費相当額1,254,506円の徴収が必要となりました。
- 502,752 円の納付を受けましたが、いまだに751,754 円の納付がないため、訴訟を提起するものです。

- 地方自治法第96条第1項第12号(訴えの提起)
- 生活保護法第78条(費用の徴収)
- 地方自治法施行令第 159 条 (誤払金等の戻入)

議案名

第80号議案 児童扶養手当返還金等に係る訴訟の提起につい て

#### 【議案提出の目的】

児童扶養手当及び児童育成手当を受給していた者に対し、不当に受給した手当の返還を求めるため、訴訟を提起するものです。

#### 【議案の内容】

- 児童扶養手当及び児童育成手当を受給していた者が、受給資格を喪失したにもかかわらず、 速やかに届出を行わなかったため、不当に受給した手当額 830,760 円の返還が必要となり ました。
- 2,500 円の返還を受けましたが、いまだに 828,260 円の返還がないため、訴訟を提起する ものです。

- 地方自治法第96条第1項第12号(訴えの提起)
- 民法第703条(不当利得の返還義務)

問合せ先	財務部	納税課債権対策担当課長	石川	電話	724–3295
------	-----	-------------	----	----	----------

議案名

第81号議案 市道路線の認定について

#### 【議案提出の目的】

開発行為や事業により築造された道路を市道として認定するものです。

#### 【議案の内容】

○ 町田 928 号線その他の合計 11 路線 総延長 589mを市道として認定します。

### 【議案の法的根拠】

○ 道路法第8条第1項及び第2項(市道路線の認定)

議案名

第82号議案 市道路線の廃止について

#### 【議案提出の目的】

公園整備事業に伴い事業区域内に取り込まれる路線を廃止するものです。

#### 【議案の内容】

○ 町田 66 号線 延長 69mの市道を廃止します。

#### 【議案の法的根拠】

○ 道路法第10条第1項及び第3項(市道路線の廃止)

問合せ先

道路部 道路管理課 許認可·用地管理担当課長 奥村

電話

724-1154

議案名

第83号議案 町田市民ホール・町田市鶴川緑の交流館ホール 等・町田市立鶴川駅前図書館(図書館運営業務を除く。)の指定 管理者の指定について

#### 【議案提出の目的】

町田市民ホール、町田市鶴川緑の交流館ホール等、及び町田市立鶴川駅前図書館(図書館運営業務を除く。)を管理する指定管理者を指定するものです。

#### 【議案の内容】

○ 指定管理者となる団体(共同事業体)

(名 称) 町田市文化施設指定管理共同事業体

(代表団体) 東京都町田市森野二丁目2番36号

一般財団法人町田市文化・国際交流財団

理事長 髙橋 豊

(その他の構成団体)

和光產業株式会社

○ 指定管理者が行う主な業務

(各施設共通)

・各施設の維持管理に関する業務

(町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館ホール等のみ)

- ・ 各施設の利用の承認等に関する業務
- ・演劇、音楽その他の芸術文化及び市民文化の向上に関する業務
- 指定管理期間

2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

#### ○ 施設概要

名 称	町田市民ホール
所 在 地	町田市森野二丁目2番36号
開設年月	1978年10月
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て
施設面積	4, 290 m <sup>2</sup>
建物面積	6, 651. 02 m²
主要施設	ホール、会議室、練習室、ギャラリー、レストラン等

名 称	町田市鶴川緑の交流館 (ネーミングライツ愛称名:和光大学ポプリホール鶴川)
所 在 地	町田市能ヶ谷一丁目2番1号
開設年月	2012年9月
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下2階建て
建物面積	5, 979. 36 m <sup>2</sup>
主要施設	ホール、練習室、多目的室、会議室、エクササイズルーム、 交流スペース、カフェ、町田市立鶴川駅前図書館等 ※駅前連絡所は管理対象外

- 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)
- 町田市民ホール条例第6条第3項(指定管理者の指定等)
- 町田市鶴川緑の交流館条例第7条第3項(指定管理者の指定等)
- 町田市立図書館条例第6条第3項(指定管理者の指定等)

フィスポーツ振興部 文化振興課長 生涯学習部 図書館長 中嶋	神谷	電話	724-2184 728-8220
-----------------------------------	----	----	----------------------

議案名

第84号議案 町田市フォトサロンの指定管理者の指定について

#### 【議案提出の目的】

町田市フォトサロンを管理する指定管理者を指定するものです。

#### 【議案の内容】

- 指定管理者となる団体 東京都町田市鶴川一丁目 20 番地 20 特定非営利活動法人ワークショップハーモニー 理事長 須崎 信孝
- 指定管理者が行う主な業務
  - ・施設の運営に関する業務
  - ・文化事業に関する業務
  - ・施設の維持管理に関する業務
- 1 指定管理期間2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間
- 施設概要

名 称	町田市フォトサロン
所 在 地	町田市野津田町 3272 番地
開設年月	1999 年 10 月
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建て
建物面積	285. 5 m <sup>2</sup>
主要施設	第1展示室、第2展示室等

- 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)
- 町田市フォトサロン条例第7条第3項(指定管理者の指定等)

問合せ先	文化スポーツ振興部	文化振興課長 神谷	電話	724–2184
------	-----------	-----------	----	----------

第85号議案 町田市立室内プールの指定管理者の指定について

#### 【議案提出の目的】

町田市立室内プール(健康増進温浴施設を含む。)を管理する指定管理者を指定するものです。

#### 【議案の内容】

○ 指定管理者となる団体(共同事業体)

(名 称) 株式会社協栄・東京体育機器株式会社共同事業体

(代表団体)東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目 13 番 9 号

株式会社協栄

代表取締役社長 山田 賢治

(その他の構成団体)

東京体育機器株式会社

- 指定管理者が行う主な業務
  - ・町田市立室内プール(健康増進温浴施設を含む。)の維持管理に関する業務
  - ・町田市立室内プール(健康増進温浴施設を含む。)の運営に関する業務
- 指定管理期間

2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

○ 施設概要

名 称	町田市立室内プール
所 在 地	町田市図師町199番地1
開設年月	室内プール棟:1989年8月
州政平月	温 浴 施 設 棟:2022年4月(予定)
7-1:   - - - - - - - - - - - - - - - - - -	室内プール棟:鉄骨鉄筋コンクリート4階建て
建物構造	温 浴 施 設 棟:鉄骨鉄筋コンクリート3階建て
施設面積	22, 740. 41 m <sup>2</sup>
建物面積	室内プール棟:8,344.07㎡
建初曲傾	温浴施設棟:1,890.60㎡
	室内プール棟:50mプール(日本水泳連盟公認)、25mプール、幼児用
	プール、トレーニング室、会議室、売店、事務室等
主要施設	温 浴 施 設 棟:浴室、サウナ、脱衣所、フリースペース・キッズスペー
	ス、休憩室、売店、多目的室等
	その他:駐車場、駐輪場、緑地等

- 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)
- 町田市体育施設条例第6条第3項(指定管理者の指定等)

#### 議案名

第86号議案 木曽子どもクラブの指定管理者の指定について

#### 【議案提出の目的】

木曽子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。

#### 【議案の内容】

- 指定管理者となる団体 東京都豊島区東池袋一丁目 44番 3 号 池袋 ISP タマビル 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子
- 指定管理者が行う主な業務
  - ・子どもクラブの事業の実施に関する業務
  - ・子どもクラブの使用の承認等に関する業務
  - ・子どもクラブの施設の維持管理に関する業務
- 指定管理期間 2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 5 年間

#### ○ 施設概要

7 L 10 L 10 L 20 C	
名 称	木曽子どもクラブ
所 在 地	町田市木曽東一丁目6番40号
開設年月	2018年1月
建物構造	軽量鉄骨造2階建て
建物面積	471. 51 m <sup>2</sup>
主要施設	遊戯室、集会室、図書室、乳幼児室等

- 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)
- 町田市子どもセンター条例第10条第3項(指定管理者の指定等)

問合せ光   子とも生活部 児里育少年誄長 早出   電話   /24-409/	問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724–4097
--	------	-------------------	----	----------

議案名

第87号議案 町田市七国山ファーマーズセンターの指定管理者の指定について

#### 【議案提出の目的】

町田市七国山ファーマーズセンターを管理する指定管理者を指定するものです。

#### 【議案の内容】

- 指定管理者となる団体 東京都町田市森野二丁目 29 番 15 号 町田市農業協同組合 代表理事組合長 五十嵐 隆
- 指定管理者が行う主な業務
  - ・センターの事業の実施に関する業務
  - ・講習室の使用の承認等に関する業務
  - ・施設の維持管理に関する業務
- 指定管理期間2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 5 年間

#### ○ 施設概要

名 称	町田市七国山ファーマーズセンター
所 在 地	町田市野津田町 3497 番地 1
開設年月	1993 年 9 月
建物構造	木造 2 階建て
施設面積	1, 380. 94 m <sup>2</sup>
建物面積	326. 16 m²
主要施設	休憩室、農具保管庫、トイレ、講習室、展示ホール、控室等

- 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)
- 町田市七国山ファーマーズセンター条例第5条第3項(指定管理者の指定等)

問合せ先	経済観光部	農業振興課長	粕川	電話	724-2166
------	-------	--------	----	----	----------

議案名

第88号議案 町田市立鶴川駅前図書館(図書館運営業務に限る。)の指定管理者の指定について

#### 【議案提出の目的】

町田市立鶴川駅前図書館(図書館運営業務に限る。)を管理する指定管理者を指定するものです。

#### 【議案の内容】

○ 指定管理者となる団体(共同事業体)

(名 称) 久美堂・ヴィアックス共同事業体

(代表団体) 東京都町田市原町田六丁目 11 番 10 号 株式会社久美堂

代表取締役 井之上 賢一

(その他の構成団体)

株式会社ヴィアックス

- 指定管理者が行う主な業務
  - ・図書資料の収集、整理及び保存に関する業務
  - ・個人貸出し、団体貸出し及び閲覧に関する業務
- 指定管理期間

2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

#### ○ 施設概要

70 1700	
名 称	町田市立鶴川駅前図書館
所 在 地	町田市能ヶ谷一丁目2番1号
開設年月	2012年10月
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下2階建ての2階部分
建物面積	1, 332. 07 m <sup>2</sup>
主要施設	一般開架、サービスカウンター、ブックポスト等
	<b>※</b> 蔵書数:108,955 冊 (2021 年 3 月末現在)

- 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)
- 町田市立図書館条例第6条第3項(指定管理者の指定等)

問合せ先	生涯学習部	図書館長	中嶋	電話	728-8220
------	-------	------	----	----	----------

第89号議案 町田市名誉市民条例に基づく名誉市民の同意方について

#### 【議案提出の目的】

市民又は市に縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が顕著で市民の尊敬を受ける方に対して、その功績と栄誉をたたえてこれを顕彰し、町田市名誉市民の称号を贈るものです。

#### 【議案の内容】

以下の者を町田市名誉市民に推挙いたします。

氏名伊賀健一職業工学博士

#### 【功績の概要】

- 電気工学と電子工学の分野において世界最大の最も権威のある学会 IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers、アイ・トリプルイー、電気電子学会)の最高位メダルの一つである Edison Medal (エジソンメダル)を 2021年5月11日に受賞されました。日本人としては3人目の受賞で、氏の業績である「垂直共振器型面発光レーザの概念創出、物理、及び開発への先駆的貢献」に対して贈られたものです。
- 氏の創案した「面発光レーザ」を基に、多くの機関で研究開発が進められ、現在では、光ファイバやパソコン用のマウス、スマートフォンの顔認証機能などの光源として実用化され、世界に大きな影響を与えました。

#### 【主な受賞歴】

2007年 町田市功労者表彰(文化芸術功労)

2013年 フランクリン賞/バウワー賞(米国・フランクリン財団、科学部門)

2013年 町田市市民栄誉彰

2018年 日本国天皇瑞宝重光章

#### 【議案の法的根拠】

○ 町田市名誉市民条例第3条

問合せ先	政策経営部	秘書課長	塩澤	電話	724–2100
------	-------	------	----	----	----------

